

2018年度 愛知大学編入学試験における出願資格等の変更について（予告）

2018年度愛知大学編入学試験における外国人留学生の出願資格等について下記の通りとします。

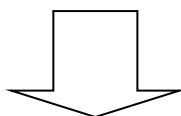
記

【愛知大学編入学試験（外国人留学生）：出願資格】

(旧)

次の(1)～(3)いずれかの項目に該当し、加えて(4)～(7)いずれかの条件を有する者。

- (1) 2018年3月までに大学学部・短期大学・高等専門学校を卒業（見込みを含む）した者。
- (2) 2018年3月までに大学学部で2年以上在学（休・停学期間は含まない）し、62単位（卒業要件単位数）以上修得した者または修得見込みの者。
- (3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣が定める基準（専門課程の修業年限が2年以上でかつ課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上であること）を満たす課程を、2018年3月までに修了した者及び修了見込みの者。ただし、学校教育法第90条の規定する大学入学資格を有する者に限る。
- (4) 法学部、経済学部、経営学部、国際コミュニケーション学部、地域政策学部は、英検（実用英語技能検定）合格者または出願開始日より2年以内にTOEICまたはTOEFLを受験した者で、合格もしくはスコアを証明する書類を提出できる者。
- (5) 現代中国学部は、中国語検定試験3級以上合格者またはHSK（漢語水平考試）4級以上合格者で、合格を証明する書類を提出できる者。
- (6) 文学部は各専攻に定められた資格検定試験に基づき、英検（実用英語技能検定）、中国語検定試験、ドイツ語技能検定試験、実用フランス語技能検定試験の級、または出願開始日より2年以内にTOEICまたはTOEFLを受験し、スコアを証明する書類を提出できる者。
- (7) 上記(4)から(6)と同等以上の資格があると本学が認めた者。



(新)

次の(1)～(3)いずれかの項目に該当し、加えて(4)～(7)いずれかの条件を有する者。

(外国人留学生は上記に加え(8)に該当する者)

- (1) 2018年3月までに大学学部・短期大学・高等専門学校を卒業（見込みを含む）した者。
- (2) 2018年3月までに大学学部で2年以上在学（休・停学期間は含まない）し、62単位（卒業要件単位数）以上修得した者または修得見込みの者。
- (3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣が定める基準（専門課程の修業年限が2年以上でかつ課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上であること）を満たす課程を、2018年3月までに修了した者及び修了見込みの者。ただし、学校教育法第90条の規定する大学入学資格を有する者に限る。
- (4) 法学部、経済学部、経営学部、国際コミュニケーション学部、地域政策学部は、英検（実用英語技能検定）合格者または出願開始日より2年以内にTOEICまたはTOEFLを受験した者で、合格もしくはスコアを証明する書類を提出できる者。
- (5) 現代中国学部は、中国語検定試験3級以上合格者またはHSK（漢語水平考試）4級以上合格者で、合格を証明する書類を提出できる者。
- (6) 文学部は、各専攻に定められた資格検定試験に基づき、英検（実用英語技能検定）、中国語検定試験、ドイツ語技能検定試験、実用フランス語技能検定試験の級、または出願開始日より2年以内にTOEICまたはTOEFLを受験し、スコアを証明する書類を提出できる者。
- (7) 上記(4)から(6)と同等以上の資格があると本学が認めた者。
- (8) 外国人留学生は日本語能力試験N1合格者。

※ 上記出願資格の変更に伴い、本学独自の日本語試験は実施いたしません。

※ 入試制度の見直し等により変更が生じた場合は、改めて周知致します。

以上